

サービス利用の流れ

<事業所に作成を依頼する場合>

障がい福祉課にてサービスの利用申請



サービス等利用計画案の提出依頼



相談支援事業所と契約・相談

障がい支援区分認定

聴き取り調査
医師意見書



サービス等利用計画案の作成・提出【サイン】



支給量の審査
支給決定・受給者証発送

本人や家族、支援する
担当者が集まり、今後の
支援の内容や方法に
ついて話し合いをします。



サービス担当者会議



サービス等利用計画の作成・提出【サイン】



サービス利用へ

□ : ご本人・ご家族が行う、または参加する手続きです。

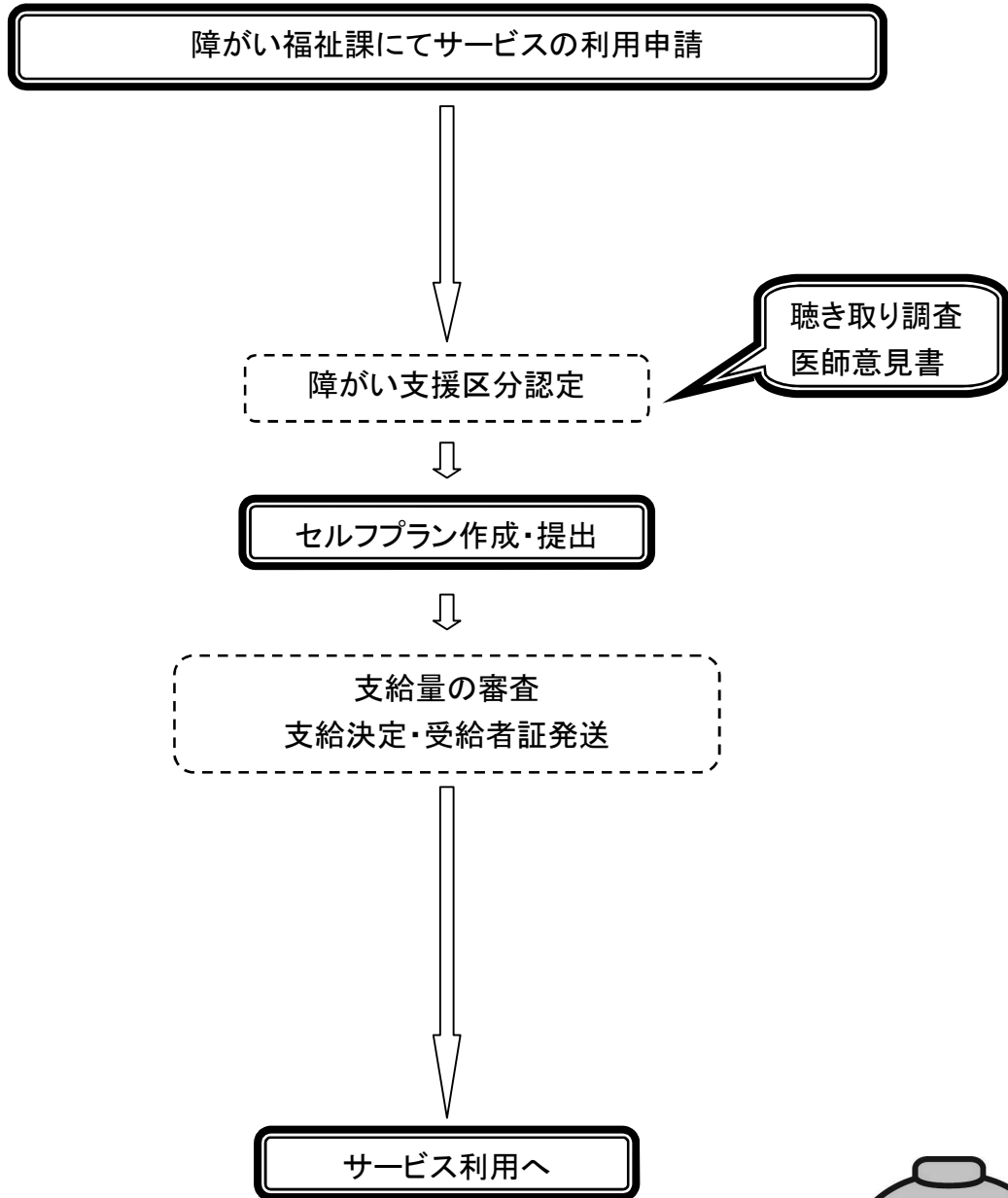
□ : 相談支援事業所または障がい福祉課が行う手続きです。

* 相談支援事業所でサービス等利用計画を作成した場合、サービスを利用し始めてからも、実際の生活において不便はないか、計画を入れることで良くなったことなどを決められた期間ごとに話し合い、必要に応じて計画内容を変更します。(モニタリング)

* 計画作成によって、利用者が負担する費用は発生しません。

* サービスの種類によっては、障がい支援区分の認定が必要ない場合もあります。

<セルフプランを作成する場合>



: ご本人・ご家族が行う手続きです。



: 障がい福祉課が行う手続きです。

*セルフプランには、計画の見直し(モニタリング)はありません。

*利用料は必要ありません。

